

第二十六回国会 衆議院 議院運営委員會議録第二十三号

昭和三十三年三月十九日(火曜日)

午後十一時五十二分開議

出席委員

委員長 保利 茂君

理事 荒船清十郎君 理事 佐々木秀世君

理事 國田 直君 理事 山中 貞則君

理事 池田 禎治君 理事 野原 覺君

内田 常雄君 徳田與吉郎君

古川 丈吉君 松澤 雄蔵君

佐々木良作君 渡邊 惣蔵君

委員外の出席者

副議長 杉山元治郎君

国立国会 金森徳次郎君

図書館長 鈴木 隆夫君

三月十八日

委員井上良二君辭任につき、その補欠として吉川兼光君が議長の名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国立国会図書館組織規程の一部を改正の件

国会法第五十六条の二による本會議における議案の趣旨説明聴取の件

本日の本會議の議事に関する件
次回の本會議等の件

○保利委員長 それでは會議を開きます。

国立国会図書館法の規定により行政

各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案起草の件について御協議願います。

内田常雄君から發言を求められております。これを許します。内田君。

○内田委員 今、委員長がお読み上げになりましたように長い名前の法律があるのですが、御承知のように国立国会図書館は、本館のほかに行政、司法の各部に支部図書館というものが置かれておるのであります。大蔵省とか通産省とか、あるいは最高裁判所とか、支部図書館があるのであります。昨年、科学技術庁というものが新しくできてまして、それに支部図書館を設置する必要があることと、それからまた同じく昨年中、中央氣象台に支部図書館というものがありました。これが運輸省の外郭として氣象庁というところに昇格しましたから、それでこの法律の別表に、科学技術庁支部図書館というものを一つ加え、それから中央氣象台支部図書館というものの名称を変更して氣象庁支部図書館、こういうことに文字を直す必要があるもので、そこでこの法律の一部を改正する法律を技術的に出す必要がある。提案をいたしました。こういうのであります。この国立国会図書館に関する法律は、すべてこの図書館が国会所管でありますために、内閣からは提出されないで、国会から出します関係上、議員發議の形をとっております。それで、従来の例によりまして、議員發議の形式でありますけれども、これは別に与野党に關係ありませんので、

は別に与野党に關係ありませんので、当委員長として、国会法第五十条の二によりまして、委員會發議の形をとっておりますから、今回もさような形で、委員長から、委員會提案として本會議で御説明を願いたい、こういうことであります。しかし、委員長おやりになる必要もありませんので、きょうの御相談によりまして、委員會を代表する適當な者が本會議に出て説明をしたらよろしいと思っております。お手元に配つてあるのであります。ごく簡単なものであります。これにつきましては、別に小委員會等でやる必要もないかと思っております。この席上御審査をお願いいたします。以上であります。

○保利委員長 ただいまの内田君の御提議に対して何か御發言はございませんか。――御發言がなければ、本件につきましては、内田君の御提議の通り、お手元に配付の案を成案といたすことにいたしますと存じます。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 さよう決定いたしました。

○保利委員長 次に、国立国会図書館組織規程の一部改正の件であります。内容は、科学技術庁の設置に伴い、支部図書館として科学技術庁図書館を加えるもので、お手元に配付の改正規程案を添えて、金森國會図書館長より承認を求めて参つたものであります。本件につきましては、お手元に配付の提案通りこれを承認するに御異議

ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 承認することに決定いたしました。

○保利委員長 それでは、本日の本會議は支障ない限り定期から開きまして、ただいま予算委員會で審議中の補正予算案が二時ごろ議了の見込みでござい

ますから、予算委員會議了次第、補正予算案を本日の本會議に上程することにしたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 さよう決定いたしました。

では、本日の議事の順序につきまして、事務局長から御説明申し上げます。

○鈴木事務局長 御説明申し上げます。日程第一は全会一致であります。藤本委員長から御説明になることになっております。それから日程第二、第三は一括いたしましたして、これも全会一致であります。小枝委員長が御報告なさることになっております。それから日程第四、第五、これも全会一致でございます。これは菅野委員長から御報告に相なることになっております。それから補正予算外二件の問題であります。これに對しまして社

会党から反對討論の通告がございまして、これは小平忠君、自民党の方からはまだございせん。

○佐々木(秀)委員 私の方ではやらないで。

○鈴木事務局長 それでは、この採決の方法でございまして、起立にいたしました方がよろしうございまして、それとも記名にいたしますか。

○池田(禎)委員 一応記名にしておいて下さい。

○國田委員 なるべくなら起立によることにして下さい。

○保利委員長 なお、先ほどの理事会で一致をいたしました点は、明日は定例日ではございませんけれども、重要議案も本日さらに委員會によつて議了されとの事情もございまして、明日定刻から本會議を開きまして、委員會から上つて参ります議案、及び社會党提案の最低賃金法案、家内労働法案の提案説明を明日の本會議でいたすという

ことに理事會では一致をいたしましたのでございせんか。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○保利委員長 では、さよう決定いたしました。

○國田委員 本日の補正予算の委員會の審議は、最初、質疑を終つて休憩をして、それから討論に移る予定でござい

ましたが、両党の話し合いができて、質疑からそのまま討論を続行してやろうという話し合いでやつてきております。従つて本會議中、本日の法案は御承知の通り全会一致の法案でありますから、總理大臣、大蔵大臣、その他の重要な大臣ももちろん本會議に出るということになれば、予算委員會の方でも困りますので、その点どうぞ御了承願います。

それから、もう一つは、今政府でも

相談中でございますが、マグサイサイ大統領の遺難に對して、あすの本会議で院議をもつて追悼の決議をやりたいということが、阿党話し合ひで今進められております。それからなお、わが党の芦田均君が、政府の役員としてマグサイサイ大統領遺難に對する弔問に行きたいとお申し出で、手続中でございますが社会党の方からもぜひ一応出したいということで、政府の役員としてやるか、国会から出すことにするか、今話し合ひ中でございますので、この話し合ひがまとまりましたならば、一つ理事会でそれに対する手続その他を御決定願うようにお願いいたします。

○保利委員長 ただいま園田君から御発言の、マグサイサイ大統領の弔問に關する件につきましては、その手続を理事会に御一任願えましょうか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○保利委員長 それでは、そういうふうに決定いたします。

それでは、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三分散会

〔参照〕

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案

国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四

年法律第百一号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「国立国会図書館

館支部経済企画庁図書館 経済企画

庁を 国立国会図書館支部経済
国立国会図書館支部科学

企画庁図書館 経済企画庁
技術庁図書館 科学技術庁

に、

国立国会図書館支部中央氣象台図
国立国会図書館支部海上保安庁図

書館 運輸省 国立国
書館 海上保安庁 国立国

会図書館支部海上保安庁図書館 海
会図書館支部氣象庁図書館 気

上保安庁
象庁 に改める。

附則
この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。

国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館組織規程の一部を改正する規程
国立国会図書館組織規程の一部を次のように改正する。

第一条本文中「三十二支部図書館」を「三十三支部図書館」に改め、同条第二十五号以下を一号ずつ繰り下げ、第二十四号の次に次の一号を加える。

二十五 国立国会図書館支部科学技術庁図書館

附則

この規程は、昭和三十三年四月一日から施行する。

第二十六回国会衆議院議院運営委員会議録第二十号中正誤

頁段行 誤 正
一一末二 時間 時間